

周南市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

周南市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日 提出

周南市長 藤井律子

周南市水道事業給水条例の一部を改正する条例

周南市水道事業給水条例（平成15年周南市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定をした者」の次に「で、法第25条の3の2第1項の規定によりその指定の効力を失っていないもの」を加える。

第8条中「第5条」を「第6条」に改める。

第34条第1項の表指定給水装置工事事業者申請手数料の項の次に次のように加える。

指定給水装置工事事業者更新手数料	更新のとき1件につき10,000円
------------------	-------------------

第37条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。